

京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 日時

令和7年8月25日（月） 午前10時から正午まで

2 場所

京都府公館4階第5会議室及びWeb会議方式併用

3 出席者

委員 荒川委員*、大下委員、勝見委員*、黒坂委員*、佐古委員、清水委員*、高野委員*、徳地委員*、中尾委員*、布野委員*、松井委員、山地委員*、吉村委員、渡邊委員
（*印はオンラインで出席の委員）

事業者 乙訓環境衛生組合、株式会社東和テクノロジー

事務局 笠原技監、峯環境管理課長、ほか関係課員

4 内容

(1) 開会

- ・笠原技監挨拶
- ・会議成立の報告

(2) 委員長選出

- ・委員長に渡邊委員を選出
- ・委員長代理に清水委員を指名

(3) 生活環境影響調査部会委員の指名

山地委員、高野委員、大下委員、清水委員、成瀬委員、勝見委員を指名

(4) 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）計画段階環境配慮書について

① 諮問

- ・事務局から諮問文を読み上げ

② 事務局説明

- ・事務局から配布資料により手続及び事業の概要を説明

③ 事業者説明

- ・事業者から事業及び配慮書の概要が説明された

④ 質疑応答

●大気質について

- ・大気質のシミュレーションで乙訓消防本部の風向・風速のデータを利用しているが、今回の

事業実施想定区域が川のそばであることや、乙訓消防本部が事業実施想定区域とは新幹線の線路や高速道路を挟んだ反対側に位置していることから、事業実施想定区域の状況とは異なる可能性がある。現地において1年間程度の継続した風向・風速の観測を行った方がよいのではないか。

(事業者) 方法書以降の段階で1年間の観測を実施する予定である。

- ・塩化水素等の短期平均濃度予測を行った方がよいのではないか。
- ・SPMを評価項目としているが、PM2.5についても評価を行った方がよいのではないか。

(事業者) 配慮書段階では環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に準じ、長期平均濃度予測の対象となる物質について評価を行った。短期平均濃度予測については方法書以降の段階で検討する。

- ・温室効果ガスについて、二酸化炭素の影響のみでなく、メタンについても評価を行った方がよいのではないか。

(事業者) 方法書以降の段階で検討する。

●騒音・振動について

- ・京都市道淀146号線と住宅との距離が近いため、自動車の走行による住宅への影響を検討した方がよいのではないか。また、沿道に新たに住宅が建てられる予定があるかどうか確認した方がよいのではないか。

(事業者) 方法書以降の段階で検討する。なお、配慮書中の図において、京都市道淀146号線は最近の工事に変更される以前のルートを示していたため、現状に即した図に差し替える。

●植物について

- ・事業実施想定区域に近接する植生の調査(ヤナギ高木群落、ヨシ群落)や植物への長期的な影響の評価を行った方がよいのではないか。
- ・植物の調査は、地域に沿った、より具体的なデータを根拠にした方がよいのではないか。

(事業者) 方法書以降の段階で検討する予定としている。

●景観について

- ・遠方からの眺望のみを考慮するのではなく、住宅街からの景観等、より生活に密接した見え方の評価も行った方がよいのではないか。
- ・鉄道やサイクリングロード等からの見え方についても評価を行った方がよいのではないか。

(事業者) いずれも方法書以降の段階で検討する。

- ・夜間の景観についても必要に応じて検討した方がよいのではないか。

(事業者) 航空障害灯の設置が必要になる場合には検討する。

●埋蔵文化財について

- ・既存施設の建設時に埋蔵文化財が確認されなかったとのことだが、既存施設の建設時にどの

程度の範囲や深さを確認したのか。

(事業者) 地表面から 10m 掘削している。また、既存施設が建設される前にも別の施設が存在しており、それぞれの建設段階では調査を実施している。今回についても状況に応じた対応は行っていく。

●全般

- ・ 現施設の解体工事について、今回の環境影響評価における取扱いを整理するとともに、一連の関連する事業の中での本事業の位置付けを整理すること。

(5) 京都府環境影響評価条例の見直しについて

- ・ 事務局から環境影響評価法の改正等について説明